別紙様式第六号中「保管有価証券等」を「保管有価証券等金融派生商品」に、「給付補てん備金」を「給付補塡備金」に改める。

別紙様式第十号第2の2記載上の注意1(1)中「以下」の次に「この様式において」を加え、同記載上の注意5中「及び「リース債務」」を「、「リース債務」及び「資産除去債務」」に改め、同記載上の注意7中「以下」の次に「この様式において」を加え、同様式第2の3(1)記載上の注意5及び(3)記載上の注意6中「(第108条の2に規定する合併対象財産をいう。以下同じ。)」及び「(第74条第3項第1号に規定する合併をいう。以下同じ。)」を「(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第2条第2項に規定する信用農水産業協同組合連合会をいう。以下同じ。)」を削る。

附　則

1　この命令は、公布の日から施行する。

2　この命令による改正後の農林中央金庫法施行規則別紙様式第二号、第六号及び第十号は、平成二十四年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

告　示

○金融庁告示第五十四号

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第八十六条第一項第五号及び第七号、第百六十一条第一項第五号及び第七号並びに第百九十条第一項第五号及び第七号の規定に基づき、平成八年大蔵省告示第五十号（保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年六月二十二日

金融庁長官　畑中龍太郎

第一条第一項第三号中「及び特定生命保険業免許を受けた免許特定法人の引受社員」を「(保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第二条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。以下同じ。)及び法第二百十九条第四項の免許を受けた者の引受社員（同条第一項に規定する引受社員をいう。以下同じ。）」に、「及び特定損害保険業免許を受けた免許特定法人」を「(法第二条第九項に規定する外国損害保険会社等をいう。)及び法第二百十九条第五項の免許を受けた者」に改め、同条第二項中「保険会社（外国保険会社等」の下に「(法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。以下同じ。)」を加え、「外国保険会社等及び引受社員にあっては、日本において有するその他有価証券」を「財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。ただし、外国保険会社等及び引受社員にあっては、日本において有するものに限る。」に改め、「(「その他有価証券」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。)第八条第二十二項に規定するものをいう。以下同じ。)」を削り、同条第四項第一号イ(2)中「特定生命保険業免許を受けた免許特定法人」を「法第二百十九条第四項の免許を受けた者」に改め、同号イ(3)中「保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条第五項中「以下同じ」を「第七項において同じ」に改め、同条第九項第一号中「平成十二年総理府・大蔵省令第四十五号」を「平成十二年総理府令第四十五号」に改め、同項第二号中「資本金等」の下に「(法第百三十条第一号、第二百二条第一号又は第二百二十八条第一号に掲げるものをいう。)」を加える。

第一条の二第二項中「免許特定法人」の下に「(法第二百十九条第一項の免許を受けた者をいう。以下同じ。)」を加える。

○財務省告示第二百十七号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十四年五月十五日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十四年六月二十二日

財務大臣　安住　淳

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第九回	六十億円	百円八十八銭
〃	第十回	四十億円	百円三十九銭
〃	〃	六十五億円	百円四十銭
〃	第十一回	一億円	百円十五銭
〃	第十二回	三十億円	百円二十銭
〃	第十三回	二十億円	九十九円七十九銭
〃	〃	六十一億円	九十九円八十銭
〃	第十四回	三十四億円	百円四銭
〃	〃	一億円	百円五銭
〃	第十五回	二十億円	九十九円九十一銭
〃	〃	七十億円	九十九円九十二銭
〃	〃	四十億円	九十九円九十三銭
〃	〃	五十二億円	九十九円九十四銭
〃	〃	八億円	九十九円九十五銭
〃	第十六回	十八億円	九十九円七十七銭
〃	〃	三億円	九十九円七十八銭
〃	第十七回	五億円	九十九円四十五銭
〃	第十九回	四十億円	百円二十三銭
〃	〃	二十億円	百円二十五銭